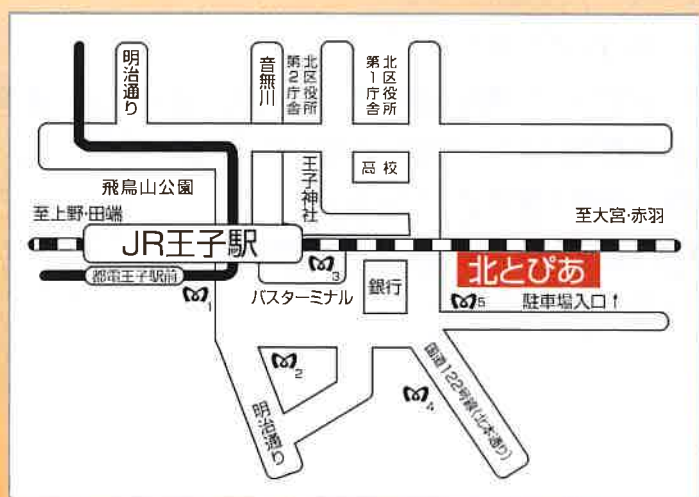


令和3年度 北区中小企業 融資あっせんのご案内

北区では、中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で活用できるよう、取扱金融機関に融資のあっせんをしています。



City of Kita



JR京浜東北線 王子駅北口から徒歩2分
東京メトロ南北線 王子駅5番出口直結
都電荒川線 王子駅前駅から徒歩5分

北区産業振興課経営支援係

北区王子1-11-1 ^{ほく}北とぴあ11階

TEL 5390-1237

FAX 5390-1141

ホームページアドレス

<https://www.city.kita.tokyo.jp/>

刊行物登録番号 2-2-084

ご利用できる方

融資あっせんの条件

融資あっせんには、**下記の要件全てを満たしていること**が必要です。（各資金により若干異なります。）

- ①個人は区内に住所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む**中小企業者**
※法人で事業所のみ区内に所在している場合は対象となりません。区外在住で、区内のみに事業所がある個人事業者は事業資金に限り利用できる場合がありますのでご相談ください。
- ②個人は前年度の特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること
- ③東京信用保証協会の保証対象業種であること（一般融資は原則東京信用保証協会の保証承諾が必要となります。）
- ④適切な事業計画と確実な資金計画があること
- ⑤特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること
- ⑥現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

中小企業者とは



（中小企業信用保険法第2条及び施行令による）

*個人は従業員数のみ、法人は資本金か従業員数のいずれか一方が該当していればよい。

*経営者、役員、家族従業員は従業員数に入りません。ただし、パート・アルバイトなどは臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含まれます。

次の場合は北区の融資あっせんが受けられませんので、ご注意ください。

- ①生活資金・納税資金・住宅資金など事業以外の目的で利用する方
- ②保証対象にならない業種（農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体※、その他保証協会において不適切と認める業種）を営んでいる方
- ③信用保証協会の代位弁済を受けた方で保証協会への返済が終了していない方
- ④借入金の返済を目的としたもの（不況対策借換資金及び緊急景気対策借換資金を除く）
- ⑤個人にあっては、収入金額の過半数を事業収入から得ていない方
- ⑥給与所得者の副業と認められるもの

※NPO法人は所定の要件に該当する場合、一部のあっせんメニューが利用できますので、ご相談ください。

融資あっせん内容

1 資金使途

運 転 資 金

- ・商品、原材料の仕入れ及び外注費
- ・人件費支払
- ・店舗の賃借料、仲介手数料
- ・リース料支払
- ・買掛金、支払手形の決済 等

借入金返済のための資金、税金支払のための資金、生活資金は対象外

設 備 資 金

- ・機械、器具、装置、備品の購入
- ・店舗、工場、事務所等の新築・増改築
- ・店舗や事務所の敷金、礼金、保証金
- ・商店街の街路灯、アーチ、アーケードの設置
- ・事務用機器、業務用車両、大型特殊自動車、ショーケース 等

支払済み代金、土地の購入は対象外

設備資金申込時の注意

- ・あっせん申込金額は見積書金額内となるため、最終見積書ができた時点であっせん申込をしてください。
- ・居宅部分が含まれる事業所（店舗・事務所・工場など）の新築・増改築の場合は、事業所部分のみがあっせん対象となるため、事業所部分と居宅部分の割合がわかる図面などが必要になります。
- ・不動産賃貸業を個人で行っている方は、全収入の過半数を当該事業から得ている場合に対象となります。
- ・業務用車両（3、5、7ナンバー）を購入する場合のあっせん上限額は**300万円**となります。ただし、レジャー仕様及びスポーツカーは業務用車両としては認められません。
- ・タクシー、ハイヤー業を営む事業者が、業務用車両を購入する場合のあっせん上限額は400万円となります。
- ・貨物用車両（1、4、6ナンバー）、大型バス及び業務用特殊車両の購入は融資あっせん限度額までとなります。場合により、車両購入後車検証のコピーの提出をお願いすることがあります。

2 融資あっせんの限度額 **NEW**

一事業者に対して、それぞれの資金を融資あっせん限度額まであっせんします。なお、限度額はあっせん融資残額の合計となります。

※小口零細企業資金は今回の申込分を含めて保証協会の保証付融資残高合計が2,000万円以下であること。

事業資金等のあっせん申込限度額

例

制度の融資限度額1,000万円から合計残高を引いた金額が限度額です。

融資残高が650万円ある場合は、 $1,000万 - 650万 = 350万円$ が限度額です。

事業資金・起業家支援資金（一般融資と特別融資を併用）のあっせん限度額

一般融資と特別融資の双方にある事業資金・起業家支援資金は、融資あっせん限度額内（事業資金の運転資金で、一般融資残高と特別融資残高を併せて1,000万円）であれば併用できます。

不況対策資金・不況対策借換資金のあっせん限度額

不況対策資金を借り入れしている方が不況対策借換資金で1,500万円の枠をご利用になるには、不況対策資金を返済することが条件となります。不況対策資金を返済せず、不況対策借換資金と併用する場合は、融資限度額は不況対策資金の残高と合わせて1,000万円となります。

不況対策資金の残高が300万円ある場合

例

返済条件にする → 1,500万円まで申込可能

返済条件にしない → 融資限度額は合計1,000万円となるため**700万円まで申込可能**

3 返済方法

- ・元金均等返済
- ・一括返済（融資期間6か月以内に限る）

申込みから実行・利子等補給まで

北 区	1	経営アドバイザーの事前相談 <small>(本人申込みの場合)</small>	融資あっせん申込前に、経営アドバイザーの経営相談を実施します。相談は予約制です。産業振興課経営支援係 ☎ 5390-1237
	2	あっせん申込み <small>(金融機関代行可)</small>	申込書に記入し必要書類を揃え、産業振興課経営支援係に申込みをしてください。 ※下記の資金（P5に記載）は経営アドバイザーの診断が必要です。 必要書類が揃いましたら、電話予約してください。☎ 5390-1237 事前診断：起業家支援資金、事業活性化支援資金③、事業承継支援資金、緊急資金② 現地訪問：起業家支援資金、緊急資金①④（必要に応じて）
	3	あっせん書交付	書類確認後、あっせん書を即日交付します。診断が必要な資金は、診断日から2～3日後に交付します。
金 融 機 関	4	金融機関に融資申込み	あっせん書を金融機関に持参し、融資の申込みをしてください。原則として信用保証協会に保証委託します。
	5	審査	金融機関と信用保証協会の審査があります。
	6	融資実行	審査後、融資が実行されます。 ・あっせん申込時に借入希望金融機関（P8に掲載）に口座を未開設の場合は、融資実行後、金融機関を通して結果回答書とともに、信用保証料及び利子補給請求書を提出していただきます。 ・個々の状況により異なりますが、あっせんから実行まで通常1か月程度かかります。（初めて信用保証協会を利用する場合は、1か月半～2か月程度）
	7	結果報告	金融機関から北区に、融資の結果が報告されます。
北 区	8	信用保証料・利子一部補給	北区から中小企業者へ信用保証料と利子の一部を補給します。

連帯保証人について

一般融資

- ・個人事業者…原則として必要ありません。
- ・法人…原則として代表者です。

特別融資

- ・個人事業者…原則として必要ありません。
- ・法人…無保証となる制度※以外は、原則として代表者です。
※利率の上乗せがある場合があります。上乗せ部分については利子補給対象外です。

融資実行後について

1 信用保証料補助金と利子補給金の振込み時期

- ・信用保証料補助金・・・融資実行から約2か月後
- ・利子補給金・・・年4回
4月～6月分→8月 7月～9月分→11月
10月～12月分→2月 1月～3月分→5月

*注意 起業家支援資金は「開業届のコピー」、緊急資金③は「完了届」提出後、信用保証料補助金及び利子補給金の振込手続きを行います。

2 利率及び信用保証料補助金について

- ・利率などは年度途中で変わる場合もありますので、その都度ご確認ください。
- ・信用保証料補助は平均的保証料を基準に算出します。実際の保証料が平均的保証料よりも高い場合は、補助額が実際の支払額の半額または全額に満たない場合があります。実際の保証料が平均的保証料よりも低い場合は、実際の支払額の半額または全額を補助します。

平均的保証料とは

特定の保証制度を除き保証料率は、信用保証協会の判断により決定され9区分となっています。
平均的保証料とは、そのうちの5区分目の料率を基準に算出された保証料のことを指します。

※新型コロナウイルス感染対策緊急資金の信用保証料は、実際の支払額の全額を補助します。

3 実行後の注意

下記の場合には信用保証料、利子の補給停止となります。

- ①個人は住所、法人は本店登記を北区外に移したとき
- ②一部繰上返済をしたとき
- ③返済条件を変更したとき
- ④事業の廃止または6か月以上休業したとき
- ⑤返済できなくなったとき
- ⑥申込み内容に偽りがあったとき
- ⑦資金使途が不適切であることが判明したとき
- ⑧金融機関を変更したとき（同一金融機関内で北区中小企業融資取扱支店（P8に掲載）に変更したときを除く）
- ⑨融資実行後の事後診断等により、事業実態の確認ができないとき（起業家支援資金実行後の事後診断は必須です）

* 利子補給停止の事由発生後に受けていた利子補給金は、区に戻していただきます。

債務者、住所、口座番号などが変わったときは所定の用紙により速やかに区へ届出してください。

* 届出が遅れますと、一度振込まれた利子補給金を区に戻していただくことがあります。

同一金融機関で支店変更する場合は、産業振興課経営支援係まで必ず事前にご相談ください。

令和3年度 北区融資制度一覧

信用保証料補助は平均的保証料を基準に算出します。
詳しくはP4「2利率及び信用保証料補助金について」を参照。

メニュー名	融資の要件
事業資金	基本要件を満たしていること
特別融資事業資金	
小口零細企業資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ①従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下であること ②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること
緊急景気対策借換資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること <small>※緊急景気対策借換資金の借換は不</small> ①2本以上の北区中小企業一般融資（保証協会保証付き）を本融資により借換一本化すること ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の1.5倍以下であること ⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る
不況対策資金	基本要件を満たしており、最近3か月または1年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること
不況対策借換資金	不況対策資金の対象者で、次の全ての要件に該当すること <small>※不況対策借換資金の借換は不</small> ①北区中小企業一般融資（保証協会保証付き）を本融資により返済すること ②返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること ③借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ④申込金融機関は、返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る
事業活性化支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①セーフティネット保証5号の認定を受けていること（認定有効期限内）
	②中小企業等経営強化法による経営革新計画・新連携事業計画・経営力向上計画のいずれかの承認・認定を得ていること ③区内で事業転換・多角化を行うこと（別途要件あり） ④北区きざりと光るものづくり顕彰受賞企業であること（認定日から2年以内） ⑤北区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けていること（認定日から3年以内）
事業承継支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①事業承継を3年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組むこと ②事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化に取り組むこと
緊急資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者 ②他地域の大災害により事業活動に支障をきたしているもの ③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告をうけており区内に当該事業所があるもの ④その他区長が定めるもの
起業家支援資金	事業を営んでいない個人が、新たに事業を始める場合（創業した日から1年未満を含む）で次の全ての要件に該当すること ①区内に住所（法人にあっては本店登記）及び主たる事業所を有すること（ただし北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一があげばよい）
特別融資 起業家支援資金	②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること（特別融資については日本政策金融公庫の貸付対象者であること） ④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること
団体事業資金	次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体 ①主たる事務所が区内に所在し、構成員の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業者 ②構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象事業を営む団体 ③前期の法人住民税（任意団体にあっては代表者の前年度の個人住民税）を完納していること
夏季・年末資金	基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること 夏季資金の申込期間 令和3年6月1日から7月30日まで 年末資金の申込期間 令和3年10月1日から11月30日まで
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前々年同期と比較して減少していること。 創業3か月以上1年未満の中小企業者についてはセーフティネット保証4号または5号の認定を受けていること。

※1 北区ビジネスプランコンテスト入賞者には、実際の保証料の全額（小口零細企業資金は東京都の補助を除いた額の全額）を補助します。た

基本要件

- ①個人は区内に住所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
- ②個人は前年度の特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること
- ③東京信用保証協会の保証対象業種であること（特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること）
- ④適切な事業計画と確実な資金計画があること
- ⑤現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

融資限度額	資金使途・融資期間		利率(年利)	利子補給	実質利率	信用保証の要・不要	保証料補助※1
2,000万円 運転・設備 各1,000万円	運転	設備	1.9%以内	0.4%	1.5%以内	必要に応じて	半額
	5年以内 (据置6か月以内を含む)	8年以内	公庫の適用利率	公庫適用利率から実質利率が1.5%になるように補給	1.5%	不要	なし
2,000万円	運転	設備	1.8%以内	0.8%	1.0%以内	必要	なし 東京都から 半額補助が 受けられます
	7年以内 (据置6か月以内を含む)	10年以内					
2,000万円	運転		2.0%以内	1.0%	1.0%以内	必要	なし
	10年以内						
1,000万円	運転		1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要	半額
	5年以内 (据置1年以内を含む)						
1,500万円 対策資金との 用になる場合は 100万円が限度額	運転		1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要	なし
	7年以内						
1,000万円	運転	併用	設備	1.8%以内	0.3%以内	必要	半額
	5年以内 (据置1年以内を含む)			1.9%以内			
1,500万円	運転	併用	設備	1.9%以内	0.4%以内	必要に応じて	半額
	7年以内 (据置1年以内を含む)		10年以内				
1,000万円	運転	設備	1.9%以内	1.5% ①・②は実行後1年間19% 2年目以降1.5%	0.4%以内 ①・②は実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額
	5年以内 (据置1年以内を含む)						
1,500万円 特定創業支援等 事業による支援 を受けたことの E明がある場合 は2,000万円	運転	併用	設備	1.8%以内	0.3%以内	必要に応じて	半額
	7年以内 (据置1年以内を含む)		10年以内				
	運転	設備	公庫の適用利率	公庫適用利率から実質利率が0.3%になるように補給	0.3%	不要	なし
2,000万円 (1億円))内は商店街 振興組合	運転	転貸	1.9%以内	0.4%	1.5%以内	不要 (必要に応じて)	なし
	3年(5年)以内 (据置2か月(6か月)以内を含む)						
	共同			1.3% (1.7%)	0.6%以内 (0.2%以内)		
500万円	運転		1.6%以内	1.3%	0.3%以内	必要に応じて	全額
	1年以内 (据置6か月以内を含む)						
1,000万円 (500万円))内は創業3か 月上1年未満の方	運転		1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額※2
	5年 (据置1年以内を含む)						

※1 旧日から2年以内にあつせんされた融資に限ります。 ※2 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の保証料は実際の支払額の全額を補助します。

提出書類

共通

	個人	法人
1	北区融資あっせん申込書（各資金区所定の用紙）※1	
2	利子補給請求書（区所定の用紙）※1	
3※2	信用保証料請求書（区所定の用紙）※1	
4	最新の所得税確定申告書・決算書のコピー ・税務署受付印のある確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書 ・電子申告をしている場合はメール詳細	最新の法人税確定申告書・決算書のコピー ・税務署受付印のある確定申告書、決算報告書、法人事業概況説明書 ・電子申告をしている場合はメール詳細
5※3	令和2年度（令和元年中の所得に対する） 特別区民税・都民税の納税証明書 ※4	前期分の法人都民税の納税証明書 ※5
6	見積書コピー（設備資金のみ）	・発行から3か月以内かつ有効期限内のもの ・発行先の社印が押してあるもの ・宛名が個人の場合は個人名、法人の場合は商号（法人名）になっているもの
7	その他区長が必要と認めるもののコピー	

※1 区ホームページからダウンロード可 ※2 信用保証料の補助がない場合は不要 ※3 納税証明書は窓口で確認後返却します。
※4 非課税の方は非課税証明書。また、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金をご利用の方は、交付手数料が無料(免除)となります。交付の窓口職員へお申し出ください。 ※5 都税事務所発行

資金別

対象融資	必要書類
緊急景気対策借換資金	返済計画書（区所定の用紙）※6
不況対策資金 不況対策借換資金	・売上高計算書（区所定の用紙）※6 ・売上高の減少が確認できる書類（決算書、試算表、売上台帳等 メモは不可） ※1年比較の場合は申込時期と決算期が合致する場合のみ決算書でも可
事業活性化支援資金①～⑤	①セーフティネット保証5号認定書のコピー ②経営革新計画承認書、新連携事業計画認定書又は経営力向上計画認定書のコピー ③事業転換・多角化計画書（区所定の用紙）※6 ④北区きらりと光るものづくり顕彰受賞表彰状のコピー ⑤北区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定証のコピー
事業承継支援資金	北区事業承継計画書・事業計画書（区所定の用紙）※6
緊急資金①、③	①り災証明書等のコピー ③公的機関発行の指導・改善勧告書のコピー等
起業家支援資金	・開業計画書 ※6 ・自己資金の確認できるもの（開業前の場合） ・法人は登記事項全部証明書のコピー、個人は開業届のコピー ・退職証明書又は退職したことが確認できる書類 ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書（有効期限内のもの、あっせん融資希望額が1,500万円以下の場合には不要）
団体事業資金	・総会議事録及び決算書のコピー（借入金の議決をしているもの） ・事業計画書、事業報告書、返済計画書のコピー ・定款等のコピー（任意団体は会則） ・見積書、図面のコピー（共同施設資金の場合） ・転貸一覧表（転貸資金の場合）
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	①売上高計算書及び理由書（区所定の用紙）※6 ②売上高の減少が確認できる書類（決算書、試算表、売上台帳等、メモは不可） ※創業3ヶ月以上1年未満の中小企業者は、①②に代えてセーフティネット保証4号または5号認定書のコピー及び開業計画書

申請に必要な書類一覧を提示していますが、各資金及びお客様により若干取り扱いが異なる場合があります。詳細等については経営支援係までご確認ください。

※6 区ホームページからダウンロード可

ご利用いただける金融機関

一般融資

令和3年4月現在

取扱金融機関名	所在地	電話番号	取扱金融機関名	所在地	電話番号		
朝日信用金庫	西巣鴨支店	滝野川6-3-1	3916-5241	中ノ郷信用組合	滝野川支店 滝野川5-7-5	3916-3551	
	西尾久支店	荒川区西尾久2-30-1	3810-0111	大東京信用組合	十条支店 上十条2-31-1	3907-5111	
	東尾久支店	荒川区荒川5-31-7	3895-2222	第一勧業信用組合	東十条支店 東十条3-13-10	3913-7151	
	神明支店	文京区本駒込5-73-10	5685-5011		尾久支店 荒川区西尾久1-21-15	3893-7205	
東京シティ信用金庫	赤羽支店	志茂4-14-2	3902-4371	文化産業信用組合	本店 千代田区神田神保町1-101	3292-2711	
	東王子支店	豊島3-19-4	3912-3221	みずほ銀行	王子支店 王子1-10-17	3912-2231	
東京東信用金庫	滝野川支店	滝野川1-48-1	3917-8131		赤羽支店 赤羽1-7-8	3903-1131	
	尾久支店	荒川区東尾久4-4-15	3894-4131		尾久支店 田端新町2-26-1	3802-5131	
城北信用金庫	王子営業部	豊島1-10-10	3913-1151		十条支店 赤羽1-7-8(赤羽支店内)	3901-8721	
	赤羽支店	赤羽2-1-9	3902-1151		板橋支店 板橋区本町36-7	3962-5111	
	赤羽西口支店	赤羽西1-40-5	5993-1251		大塚支店 豊島区北大塚2-13-1	3940-1411	
	浮間支店	浮間3-18-6	3965-1151		動坂支店 文京区千駄木4-7-8	3821-2171	
	尾久駅前支店	昭和町2-8-1	3894-4141		三菱UFJ銀行	王子支店 王子1-10-18	3911-3921
	梶原支店	堀船3-31-9	3914-5611			王子駅前支店 王子1-10-18(王子支店内)	3914-3811
	駒込支店	中里2-21-3	3940-1151			赤羽支店 赤羽1-9-6(赤羽駅前支店内)	3598-3801
	十条支店	十条仲原3-13-1	3907-1151	赤羽駅前支店 赤羽1-9-6		3901-5121	
	東十条支店	東十条3-15-13	3927-1161	滝野川支店 板橋区板橋4-11-1(新板橋支店内)		5248-3008	
	尾久中央支店	荒川区西尾久3-8-1	3893-8121	三河島支店 荒川区東日暮里3-46-7(日暮里支店内)		3891-8151	
	東尾久支店	荒川区東尾久2-37-18	3895-3711	新板橋支店 板橋区板橋4-11-1		3961-1631	
	巣鴨支店	豊島区西巣鴨1-12-1	3915-1151	駒込支店 豊島区駒込2-3-1		3910-1111	
瀧野川信用金庫	本店	田端新町3-25-2	3893-6151	りそな銀行		王子支店 王子1-16-1	3911-0131
	赤羽支店	赤羽西1-35-9	3900-7111			日暮里支店 荒川区西日暮里2-29-3	3891-5161
	浮間支店	浮間4-13-1	3967-6241	三井住友銀行	王子支店 王子1-16-2	3911-5141	
	田端支店	田端1-13-11	3828-6211		赤羽支店 赤羽2-1-15	3901-3104	
	西ヶ原支店	西ヶ原2-45-12	3910-3911		板橋支店 板橋区常盤台1-44-6(ときわ台支店内)	3960-1205	
東十条支店	東十条5-5-10	3902-1191	志村支店 板橋区蓮沼町19-5	3960-4201			
巢鴨信用金庫	王子支店	王子1-22-15	3927-6111	東日本銀行	東十条支店 板橋区中板橋8-8(中板橋支店内)	3962-4501	
	西日暮里支店	荒川区西日暮里5-34-4	3802-2111		板橋駅前支店 滝野川7-3-2-101	3940-7611	
	板橋支店	板橋区板橋1-42-18	3961-1601		尾久支店 荒川区西尾久3-21-3	3893-6411	
	板橋駅前支店	板橋区板橋1-42-18(板橋支店内)	3961-1601		駒込支店 豊島区駒込6-34-7	3576-8641	
	志村支店	板橋区小豆沢1-13-8	3960-2131	きらぼし銀行	滝野川支店 滝野川3-1-1	3918-5187	
	駒込支店	豊島区駒込3-3-20	3918-1201		王子支店 王子2-24-1エムズビル1階2階	3912-2131	
	本店営業部	豊島区巣鴨2-10-2	3918-1132		板橋支店 板橋区板橋1-17-1	3963-3681	
東京信用金庫	志村坂下支店	板橋区東坂下2-16-4	3968-0481	西池袋支店 豊島区東池袋2-61-3(東池袋支店内)	3984-5851		
	志村支店	板橋区小豆沢1-11-7	3966-0136	東池袋支店 豊島区東池袋2-61-3	3983-3221		
	板橋支店	板橋区板橋2-67-8	3961-5371	阿波銀行	東京城北支店 王子2-30-3(ニッセイ王子ビル2F)	3927-1051	
全東栄信用組合	十条支店	上十条3-15-2	3908-6111	足利銀行	王子支店 王子2-30-3(ニッセイ王子ビル4F)	6903-3933	
				商工組合中央金庫	池袋支店 豊島区南池袋1-21-10	3988-6311	

特別融資

取扱金融機関名	所在地	電話番号	
日本政策金融公庫国民生活事業	板橋支店	板橋区氷川町39-2(板橋法人会館)	3964-1811
	上野支店	台東区東上野2-18-10(日本生命上野ビル)	3835-1391

信用保証協会について

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から事業運営に必要な資金の融資を受ける場合に、その信用を保証することにより借入を容易にし、事業の健全な発展を支援するための公的機関です。

保証にあたっては、経営者の経営意欲・事業への取組姿勢・資金使途・返済能力などを総合的に判断して決定します。信用保証協会を利用して保証を受ける場合は、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。詳しくは下記支店までお問い合わせください。

東京信用保証協会 上野支店

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7(マタイビル5階)
☎3847-3171(代) <https://www.cgc-tokyo.or.jp>

担当地域/文京区・台東区・北区

【アクセス】

JR 上野駅から徒歩15分

東京メトロ銀座線 稲荷町駅から徒歩2分

都営大江戸線・つくばエクスプレス 新御徒町駅から徒歩10分



セーフティネット保証制度

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。また、保証料率は通常よりも低い料率が適用されます。

○経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1号：連鎖倒産防止 | 5号：業況の悪化している業種（全国的） |
| 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 | 6号：取引金融機関の破綻 |
| 3号：突発的災害(事故等) | 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 |
| 4号：突発的災害（自然災害等） | 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 |

○危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

危機関連保証制度

詳細は中小企業庁のホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htmをご覧ください。

セーフティネット保証認定申請については事前予約制です。産業振興課経営支援係 ☎ 5390-1237

その他の融資相談窓口

相談窓口	所在地	電話番号	内容
東京都産業労働局 金融部 金融課 https://www.sangyerodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側	5320-4877	東京都制度融資に関する事
日本政策金融公庫 池袋支店 (中小企業事業) https://www.jfc.go.jp/	〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル9階	3986-1261	中小企業者に対する事業資金の融資に関する事
東京商工会議所 北支部 https://www.tokyo-cci.or.jp/kita/	〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ12階	3913-3000	経営相談（補助金、法律、税金など）マル経融資に関する事

融資あっせん申込などに必要な証明書について

●法人都民税納税証明書

名称	所在地	電話番号
北都税事務所	北区中十条1-7-8	3908-1181
荒川都税事務所	荒川区西日暮里2-25-1	3802-8122

●特別区民税・都民税納税証明書

名称	所在地	電話番号
北区役所税務課税務係	北区王子本町1-15-22 区役所第1庁舎2階	3908-1114
王子区民事務所	北区王子本町1-2-11 区役所第2庁舎	3908-8745
赤羽区民事務所	北区赤羽1-1-38	5948-9541
滝野川区民事務所	北区西ヶ原1-23-3 滝野川会館1階	3910-0141

●法人税などの納税証明書（その1～4）

名称	所在地	電話番号
王子税務署	北区王子3-22-15	3913-6211(代)

●履歴事項全部証明書

名称	所在地	電話番号
東京法務局北出張所	北区王子6-2-66	3912-2608(代)

官公署案内図（北とぴあ周辺）



経営・開業相談のご案内

専門のアドバイザーが、各種ご相談をお受けします。相談は予約制です。☎ 5390-1238

○開業に関すること

個人事業主と法人の違い、事業計画書の書き方、開業資金に関する相談 …等

○経営に関すること

経営全般、各種専門相談（事業再生、BCPなど） …等

○資金繰りに関すること

融資相談、財務に関すること、助成金相談、債務返済に関すること …等

○IT・IoT、デザインに関すること

IoTの導入やweb活用、集客力アップのための効果的なチラシに関すること …等

相談日時 月～金曜日 午前10時～正午・午後1時～4時

※IT・IoT相談は火曜日、デザイン相談は木曜日 各午後1時～2時・2時半～3時半

※平日の来庁が難しい場合は、ご相談ください。

相談場所 産業振興課経営相談室（北とぴあ11階）

社会保険労務士出張相談のご案内

就業規則の作成・変更、労働・社会保険の手続き、助成金の活用等、人事・労務に関する相談を社会保険労務士がお受けします。詳細はお問い合わせください。

対象 原則として区内中小企業者

相談時間 相談1回あたり3時間以内、1企業につき年度内3回まで

※相談希望日の7営業日前までにご連絡ください。

区内中小企業者の新型コロナウイルス感染症対策を支援します。 対象や要件等の詳細はお問合せください。

令和3年度新規 事業継続支援事業補助金のご案内

コロナ禍における事業継続に有効なテレワーク、時差勤務等を導入する際に必要となる就業規則作成・見直しの経費の一部を補助します。

対象経費：就業規則作成・見直しに要する社会保険労務士への委託費用

補助率・補助限度額：2/3以内、上限10万円

問い合わせ先 産業振興課経営支援係 ☎5390-1237

新型コロナウイルス感染症対策設備投資支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、店舗や事業所の改装や設備投資を行った経費、新たなサービスを行うなどの業態転換や販路拡大に必要な広告宣伝費の一部を補助します。

対象経費：店舗事務所改装費、テレワーク環境整備費、滅菌・消毒・換気・飛沫感染防止等の衛生環境改善に係る設備購入費、業態転換や販路拡大に必要な広告宣伝費

補助率・補助限度額：1/2以内、上限50万円

問い合わせ先 産業振興課商工係 ☎5390-1235

予約・問合せ先

北区産業振興課経営支援係

北区王子1-11-1 北とぴあ11階

☎ 03-5390-1237

HP：<https://www.city.kita.tokyo.jp/>

